

保健予防課

在宅人工呼吸器使用者への蓄電池の給付について

区では、停電等の緊急時に、在宅人工呼吸器使用者の安全・安心を確保するため、自家発電装置を給付しています。

令和3年12月22日に東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業の対象に蓄電池が追加されたことに伴い、区は、自家発電装置に加え、新たに蓄電池についても給付を開始します。

1 対象者

在宅人工呼吸器使用者で災害時個別支援計画を作成し、蓄電池の給付を希望する人を対象とします。自家発電装置所持者も蓄電池給付の対象となります。ただし、他の制度により蓄電池の給付を受けることができる人は除きます。

令和4年1月15日現在 23人

2 周知方法

対象者へ個別に通知します。

3 給付方法

対象者からの申請に基づき現物給付します。

4 給付対象蓄電池

(1) または(2)のいずれか1つを給付します。

(1) 容易に運搬可能なもので、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で定格出力300w (VA) 以上のもの

(2) 停電時等における安全確保のための人工呼吸器専用の外付バッテリー。ただし、診療報酬に含まれるバッテリーを除きます。

5 今後のスケジュール

令和4年1月26日	対象者への個別通知及び申請受付開始
2月中旬	給付開始